

亀山市告示第208号

令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和3年12月10日

亀山市長 櫻井 義之

令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別的な給付措置として実施する令和3年度亀山市子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）支給事業（以下「臨時特別給付金支給事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「子育て特別給付金」とは、臨時特別給付金支給事業により、市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者等）

第3条 子育て特別給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）令和3年9月分（同年9月1日から同月30日までの間に生まれた児童に係る児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）にあつては、令和3年10月分とする。以下同じ。）の児童手当の受給者（法附則第2条第1項の規定により給付を受ける者を除く。）
- （2）令和3年9月30日（以下「基準日」という。）において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた児童（配偶者を有している者を除く。以下「高校生」という。）を養育する者（前号に該当する者を除き、児童手当法施

行令（昭和46年政令第281号。以下「令」という。）第3条に規定する所得の額（以下「所得額」という。）が令第1条に規定する額未満の者に限る。）及びこれに準ずる者

(3) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に生まれた児童（以下「新生児」という。）の父母等（所得額が令第1条に規定する額未満の者に限る。）

2 子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童（以下「対象児童」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 令和3年9月分の児童手当に係る児童

(2) 高校生

(3) 新生児

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる場合は、それぞれ同表の右欄に定める者を支給対象者とする。ただし、既に同項各号に掲げる者（以下「受給者等」という。）に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合については、この限りでない。

1 基準日後に受給者等が死亡した場合（この項の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
2 基準日後から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。以下同じ。）又は高校生の施設入所児童等（里親等（小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親をいう。以下同じ。）へ委託され、又は障害	左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童若しくは高校生の施設入所等児童が委託されている里親等又は左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童若しくは高校生の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者

<p>児入所施設等（同号に規定する障害児入所施設等をいう。以下同じ。）に入所若しくは入院をしている高校生をいう。以下同じ。）であることを市が把握した場合</p>	
<p>3 基準日後から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別に行っている当該者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

（子育て特別給付金の額）

第4条 子育て特別給付金の額は、対象児童1人につき5万円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申込み等）

第5条 市長は、一般支給対象者（市が支給する児童手当に関する記録等により支給対象者であることを確認できる者（新生児を対象児童として支給対象者となる者にあつては、当該新生児が令和3年11月30日までに生まれた児童である場合に限る。）をいう。以下同じ。）に対し、子育て特別給付金の支給の申込みを行う。

2 前項の規定による申込みを受けた一般支給対象者は、子育て特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、別に定める期日までに前項の規定による届出がないときは、当該届出を行わなかった一般支給対象者に係る子育て特別給付金の支給を決定し、これを支給する。

（一般支給対象者に対する子育て特別給付金の支給の方法）

第6条 一般支給対象者に対する子育て特別給付金の支給は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が口座振替の方法により難しいと認める場合は、この限りでない。

2 前項の口座振替を行う口座は、令和3年10月（同年9月1日以後に生まれた児童を対象児童として支給対象者となる者にあつては、令和4年2月）に支給する児童手当の振込みに係る指定口座とする。ただし、前条第3項の規定による支給の決定までに、支給対象者が子育て特別給付金の振込みを受ける口座を指定する届出を市長に行った場合は、当該指定のあった口座とする。

（その他の支給対象者に対する子育て特別給付金に係る申請の受付開始日及びその期限）

第7条 その他の支給対象者（一般支給対象者以外の支給対象者をいう。以下同じ。）

に対する子育て特別給付金に係る申請の受付開始日は、令和3年12月13日とする。

2 その他の支給対象者に対する子育て特別給付金に係る申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年3月31日（同年3月1日から同月31日までの間に生まれた児童に係る申請にあつては、同年4月15日）までとする。

（その他の支給対象者に対する子育て特別給付金に係る申請及びその支給の方法）

第8条 その他の支給対象者は、子育て特別給付金の支給を受けようとするときは、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）申請書（別記様式）により申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請を行ったその他の支給対象者に対する子育て特別給付金の支給は、児童手当の振込みに係る指定口座又は当該その他の支給対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、市長が口座振替の方法により難いと認める場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、必要に応じて、児童手当（法附則第2条第1項の規定による給付を除く。）を受給していることが分かる書類、所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請を行った者が支給対象者に該当する者であるかどうかについて確認を行うものとする。

（代理による申請）

第9条 代理により前条第1項の規定による申請を行うことができる者は、当該申請に係る支給対象者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（その他の支給対象者に対する支給の決定）

第10条 市長は、第8条第1項の規定による申請を受理したときは、速やかに内容を確認し、適当と認めたときは、子育て特別給付金の支給を決定し、これを支給する。

(子育て特別給付金の支給等に関する周知)

第11条 市長は、臨時特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法及び受付開始日等の臨時特別給付金支給事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 前条の規定による周知にかかわらず、第7条第2項に規定する申請の期限までに第8条第1項の規定による申請を行わなかったその他の支給対象者は、子育て特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 第5条第3項の規定による支給の決定を行った後、子育て特別給付金を支給するために、第6条第2項に規定する口座又は第8条第2項の支給対象者が指定する金融機関の口座に振込を行う手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約、変更等により令和4年3月31日までに振込ができない場合は、当該決定を取り消すものとする。

3 第10条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備により子育て特別給付金の振込みができないことを理由として市長が申請者に当該申請書の補正を命じたにもかかわらず当該補正が行われなかったことその他申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、子育て特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て特別給付金の支給を受けた者に対し、既に支給した子育て特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 子育て特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、臨時特別給付金支給事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。

新生児

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)申請書

受付印

住民票所在市区町村

亀山市長様

## 1. 申請者

児童手当の手続きと併せての申請の場合は、右欄に○を記載してください。記入日、申請者氏名以外の記載は不要です。

記入日

令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 電話 ( )
個人番号	申請者の住所(令和3年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要		
※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。			

## 2. 配偶者

配偶者の有無

有・無

記入日

令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 電話 ( )
個人番号	配偶者の住所(令和3年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要		
※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。			

## 3. 対象児童

支給対象となる新生児(令和3年12月1日(公務員の方等にあつては、同年9月1日)から令和4年3月31日までの間に生まれた児童)について記入してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	令和・西暦 年 月 日	同・別	
2			男・女	令和・西暦 年 月 日	同・別	
3			男・女	令和・西暦 年 月 日	同・別	

※同居・別居の別については申請時点の状況を選択してください。

## 4. 添付書類

令和3年9月分の児童手当(本則給付)を受給していることが分かる書類(支払通知書・継続認定通知書の写し、令和3年9月分児童手当振込通帳等又は申請者及び配偶者の方の令和3年度(令和2年分)市区町村民税課税証明書・非課税証明書を添付してください。

※申請者及び配偶者の方の令和3年度(令和2年分)市区町村民税課税証明書・非課税証明書は令和3年1月1日に亀山市に住民登録がない方のみ

## 5. 受取方法

給付金は児童手当振込口座(原則、1.の申請者の口座となっています。)へ振込みます。公務員の方等は下記に記載の上、届け出をお願いします。又振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

## 【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
金融機関番号	店番号	1 普通 2 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

(裏面も確認してください。)

## 【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、亀山市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、亀山市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 亀山市が支給決定をした後、この申請書の不備により振込みができず、かつ、亀山市が定める期限までに補正などが行われない場合には、この申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)を返還します。

### 振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し



高校生等

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)申請書

受付印

令和3年9月30日時点の住民票所在市区町村

亀山市長 様

## 1. 申請者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	男・女	年 月 日	〒 電話 ( )
個人番号	公務員の方は所属庁		申請者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

## 2. 配偶者

配偶者の有無 有・無

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
	男・女	年 月 日	〒 電話 ( )
個人番号	公務員の方は所属庁		配偶者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

## 3. 対象児童 (申請書1枚に対象児童をまとめて記入してください。)

※「対象児童」の範囲については記載要領・申請に当たっての注意事項を参照してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ の児童(高校生)に ○をつけてください	同居・別居 の別	結婚している 場合○をつ けてください	住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	年 月 日		同・別		
2			男・女	年 月 日		同・別		
3			男・女	年 月 日		同・別		
4			男・女	年 月 日		同・別		

※同居・別居の別については令和3年9月30日時点の状況を選択してください。

## 4. 添付書類

- ① 振込先金融機関口座確認書類の写し【全員】(令和3年9月分児童手当振込通帳等)
- ② 令和3年9月分の児童手当(本則給付)を受給していることがわかる書類【公務員】(支払通知書・継続認定通知書の写し等)
- ③ 所得を証明する書類【令和3年1月1日に亀山市に住民登録がない方】(申請者及び配偶者の方の令和3年度(令和2年分)市区町村民税課税証明書・非課税証明書等)
- ④ 別居している児童の住民票の原本【別居している高校生相当の児童及び令和3年9月1日以降に生まれた児童で住所が亀山市外にある児童】

## 【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、亀山市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、亀山市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 亀山市が支給決定をした後、申請書の不備により振込みができず、かつ、亀山市が定める期限までに補正などが行われなかった場合には、この申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)を返還します。

(裏面も確認してください。)

5. 受取口座 下記の口座への振り込みを指定します。

※口座の名義は、申請者ご本人の名義に限ります。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

→【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連		本・支店		1 普通 2 当座		
		本・支所 出張所				
金融機関番号		店番号				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

**振込先金融機関口座確認書類**

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

※その他の添付書類は、クリップ等で留めてください。